

K保育園における音楽療法的活動の考え方

内田礼子（久良岐保育園）

1. 背景

幼児を対象とした保育園における「音楽活動」と「音楽療法的活動」の違いは何であろうか。

保育所保育指針では保育所における音楽に関わる記述は「表現」の領域に位置づけられており、その内容として「保育士等と一緒に歌ったり、手遊びをしたり、リズムに合わせて体を動かして遊ぶ」「音楽に親しみ、歌を歌ったり、簡単なリズム楽器を使ったりする楽しさを味わう」等につながっている。この記述はともすると保育者は子どもに歌を教え、楽器演奏の技能を教え育てる事だととらえられがちとなり、また1日の保育時間の中の設定された時間で行われることになりかねない。保護者も子どもが目に見える形で習得した音楽技能を成長と感じるかもしれない。

一方で子どもたちはテレビやスマートフォンやゲーム、スピーカーから発せられる連呼の声等、音の氾濫の中に置かれ、むしろ風や雨の音、木々の枝がゆれる音といった自然の音に気付くことから遮断されているようにも感じる。そして日々のなかで保育者は子どもたちが、「(おとなの)話しを聞く」ことにエネルギーを使うという現実もある。

本園では9年前から講師による音楽療法的音楽指導を取り入れている。そのことによって変化した内容について園長の視点から報告していきたいと思う。

2. 音楽療法的活動の目的

「よく観る よく聴く ていねいに」

講師と子どもたちの日常の育ちを事前に鑑み、「よく観る よく聴く ていねいに(物事を扱う)」を目的としたなかで、「音楽」の側面からのアプローチを依頼した。観るは見ると区別する。対象を物としてみるのではなく、ひとり人間として、或いは子どもとる行動の意味を考えようとするのである。聴くも聞くとは異なり、対象の心の声に耳を澄ませることが重要と捉える。これらの活動目的は講師のセッションでの目的であると同時に、子どもたちと日々生活を共にする保育者の目的にもつながる。

3. 方法

保育士初任研修のひとつとして「音楽療法的指導研修」を年度初めに勤務3年未満の全職員を対象として実施してきた。これは保育の連続性を職員で

共有する目的がある。

さらに

- 1) 3、4、5歳児クラスでは、各保育室に講師が行き日常生活の場でセッションをする(月に1回)
- 2) 子どもの午睡時間を活用し対象クラスの担任と講師、主任が振り返りの時間を持つ。ここで次回までの担任の課題も設定する。毎日の保育の中に音楽療法的活動のエッセンスをどのように取り入れるか考える場にもなっている。
- 3) 活動当日の記録に加え、1ヵ月間のクラスや子どもの様子を担任が記入し、次回活動日直前に園長から講師に郵送する。記録は3クラスが共有する。

4. 結果と考察

今回は特に指導当日の2)対象クラスの担任と講師の振り返りに注目したい。園内多目的ルームは職員が自由に出入りできその一角でふり返りが行われる。園長は原則出席しない。保育者と講師が純粋に子どもを中心とした連携を図るためである。当初、クラス別であったが3クラスが合同で実施することで担任以外は知らない3歳から5歳のセッション内容がわかる。また、あるクラスの子どもの行動を軽減したい時には担任だけの価値観ではなく、セッションを通じた子ども像、あるいは他クラス担任が働きかけをした際の子どもの反応もその場で出し合うことができる。各クラスの目標や個人の目標に向かって音楽を使ったプログラムを展開し、その後の保育にその意図をおろしていくことは、先に述べた保育所保育指針の「子ども一人ひとりの人格を尊重して保育を行わなければならない」という保育所の社会的責任にかなっていると感じる。

5. まとめと今後の課題

保育園における音楽療法的活動で目に見える形の成果を期待するのは本来の目的とは異なる。なぜならば音楽は感じるものであり、感じる心を育てることが根底にあるからだ。これまで講師の情熱と理解に支えられているのが現状だが、振り返りで得た課題を保育者が日常の場面におろして継続し深められるかが今後の課題である。保育士の資質が求められるところであるが、園長としてこの活動を大きく見守ると同時に保護者への理解も求めていきたいと考える。